

旧可燃物専用指定袋の使用期限は 令和8年3月31日



令和6年度から可燃物専用指定袋の名称が「燃やさないごみ」に変更され、25Lと36Lの2種類となりました。

令和8年3月31日以降は、旧可燃物専用指定袋の使用ができなくなります。

年末は早めのごみ出しを！

年末は環境保全センターへ直接搬入される人が増えて混み合うため、早めの搬入にご協力をお願いします。

◆環境保全センターへの直接搬入

受付日 月曜日～金曜日、第2・4日曜日

※祝日、12月29日(月)から1月4日(日)は除く

搬入時間 8時30分～12時、13時～16時30分

ボタン電池やモバイルバッテリーなどの回収方法はこちら▶



◆家庭ごみの収集

下記の期間、集積所のごみは回収されません。

可燃ごみ 12月31日(水)～1月4日(日)

プラあり 12月29日(月)～1月4日(日)

※家庭ごみは、収集当日の0時から8時までに指定場所へ出してください。

※その他のごみの収集日は「家庭用ごみ収集カレンダー」をご確認ください。

照会 市民課生活衛生係 ☎0537(8)1162
環境保全センター ☎0548(8)0044

フードドライブにご協力ください



生活困窮世帯のために、食料の寄付を募ります。寄贈を受けた食料は、NPO法人「フードバンクふじのくに」が回収し、県内の生活困窮世帯に無料で配布されます。食料は、次の場所で回収します。

なお、前述の理由で食料支援が必要な場合は、福祉課または社会福祉協議会へご相談ください。

回収期間

令和8年1月5日(月)から30日(金)まで

希望食料

缶詰や瓶詰などの保存食品、レトルト食品、インスタント食品、食用油、お米、飲料、ふりかけ、お茶漬の素、のりなど常温保存できるもの

回収場所

- ・市役所(本庁ロビー、西館福祉課)
- ・社会福祉協議会
(御前崎ふれあい福祉センターなごみ・浜岡福祉会館)
- ・各地区センター

食料の条件

- ・賞味期限が令和8年4月以降のもの
- ・賞味期限が明記されているもの
- ・未開封のもの
- ・破損で中身がでていないもの
- ・お米は常識の範囲で古くないもの(もち米は不可)

照会 福祉課 ☎0537(8)1121 社会福祉協議会 ☎0548(8)5294
浜岡福祉会館 ☎0537(8)8066